

大阪市立大正会館利用の皆さまへ

割増料金を適用する基準の再整理について

平素より、大正会館をご利用いただきありがとうございます。

さて、区民センター等の区役所附設会館でイベントを開催される際の施設使用料について、参加者から入場料や参加費等の金銭を徴収される場合には、大阪市区役所附設会館条例の別表における「入場料その他これに類する料金（以下、「入場料等」とします。）を徴収する場合」にあたるものとし、通常の1.5倍の割増料金をいただいております。

「入場料等」の徴収の有無による割増料金の適用については、基本的に、「入場料や参加費等の金銭を徴収するか」、また、「入場料や参加費等がイベント実施に必要な経費相当であるか」という基準で判断していますが、区民センター等の区役所附設会館のご利用が多岐にわたることもあり、同じ利用内容に対するご説明が施設ごとに異なる場合があります。

そこで、ご利用の皆さまに、より分かりやすく明確な基準をお示しする必要があるとの考えから、「入場料等」徴収の有無に関する判断基準について、次のとおり改めて整理し、令和5年1月4日以降の利用分から適用させていただくことになりました。

今後、大正会館のご利用にあたり、収支計画書の提出など、ご利用の皆さまにお手数をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いします。

《お支払い済みのご予約について》

「入場料等」徴収 有 として割増料金を支払い済みの予約について、上記の基準に照らして「入場料等」徴収 無 にあてはまる場合は、利用日までに施設窓口にて変更手続きを行っていただければ、通常料金との差額を還付します。（利用日を過ぎてからの変更はできませんのでご注意ください。）

「割増料金を適用する基準」についての問い合わせ先

大阪市 市民局 施設担当 （Tel 06-6208-7633）

大正区役所 地域協働課 （Tel 06-4394-9743）

（裏面に続きます）

令和5年1月4日以降の利用分から適用

☆「入場料等」徴収 有 として

割増料金（通常料金の1.5倍）が適用される基準

「会館使用時に 金銭のやり取りがある。

（事前の入場料、参加費の徴収を含みます）」

+

「金銭のやり取りにより 主催者に 利益が上がる（※）」

※収支計画書等で、主催者に 利益があがらないことが確認できる場合、通常料金でご利用いただけます。（様式に決まりはありません）

「主催者に利益があがらない」とは、入場料・参加費等の総額が、開催に必要な経費以下であることをいいます。

収入予算

入場料・参加費
等の総額

支出(必要な経費)

会場使用料、講師
料、材料・教材費
等、機材借上料等

収支見込額が

入場料・参加費の
総額が開催に必要な
経費以下であるか
どうか

で判断します

☆「入場料等」徴収 有 として

割増料金（通常料金の1.5倍）が適用される利用例

- ・実費相当額を超える入場料や参加費、会費を徴収する催し
- ・会館使用時に物品や権利の販売、契約行為を行う催事
- ・会館使用時に有償サービスの提供を行うイベント
- ・講師（指導者）自らが活動の主体として指導料を徴収する
習い事教室、私塾やセミナー など

大正会館のご予約・利用方法についての問い合わせ先

TEL 06-6553-5511

FAX 06-6554-7878

開館時間：9時30分～21時30分（休館日12月29日～1月3日を除く）